委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会	
2. 都道府県名	宮城県	
3. 市区町村名	大衡村	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.village.ohira.miyagi.jp/	

執行機関名 大衡村教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大衡村児童生徒就学援助費支給要綱(平成18年大衡村教育委員会告示第11号) による就学援助に関する事務のうち、必要な学用品費等、給食費等の費用の援助 に係る認定及び支給に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		大衡村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第5の項 大衡村児童生徒就学援助費支給要綱(平成18年大衡村教育委員会告示第11号)による就学援助に関する事務のうち、必要な学用品費等、給食費等の費用の援助に係る認定及び支給に関する事務
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法 律第十八号)第一条	大衡村児童生徒就学援助費支給要綱(平成18年教委告示第11号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の <u>生徒</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る <u>経済的負担の軽減</u> を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、 経済的理由によって <u>就学困難な児童及び生徒の保護者</u> に対して村が就学に必要な費用の一部を援助することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		大衡村児童生徒就学援助費支給要綱(平成18年教委告示第11号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	大衡村児童生徒就学援助費支給要綱第6条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第四条の高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支援 金等をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認定 の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対する就学援助費の支 給に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	大衡村児童生徒就学援助費支給要綱第4条3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者の保護者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 口	大衡村児童生徒就学援助費支給要綱第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
	当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報

借老	
PHI ~ 5	